

平成19年度 天栄村の財政健全化判断比率・資金不足比率

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、地方公共団体は毎年度、決算に基づいて健全化判断比率等を算定し、監査委員の審査に付した上で、その意見を付して議会へ報告するとともに、村民のみなさまに公表することになりました。

そこで、天栄村の平成19年度決算に基づく健全化判断比率等（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標と公営企業における資金不足比率）を次のとおり公表します。

（単位：％）

指 標		平成19年度 天栄村	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実 質 赤 字 比 率	-	15.0	20.0
	連 結 実 質 赤 字 比 率	-	20.0	40.0
	実 質 公 債 費 比 率	13.5	25.0	35.0
	将 来 負 担 比 率	132.0	350.0	

赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「-」と表示しています。

なお、実質収支は68.4百万円（2.7％）の黒字、連結実質収支は665.4百万円（26.4％）の黒字です。

（単位：％）

特 別 会 計 の 名 称		平成19年度 天栄村	経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	水 道 事 業 会 計	-	20
	工 業 用 地 取 得 造 成 事 業	-	
	大 山 地 区 排 水 処 理 施 設 事 業	-	
	農 業 集 落 排 水 事 業	-	
	二 岐 専 用 水 道	-	
	簡 易 水 道 事 業	-	
	簡 易 排 水 処 理 施 設	-	
	風 力 発 電 事 業	-	

資金不足額がないため、資金不足比率は「-」と表示しています。

用語の解説

実質赤字比率

一般会計等（本村の場合、一般会計と墓地公園特別会計）を対象とした標準財政規模（ 1 ）に対する赤字額の割合。（家計に例えて言えば、年収に占める年間の赤字の割合。）

1 標準財政規模 = 標準税収入額等（村税や地方譲与税など） + 普通交付税 + 臨時財政対策債発行可能額
連結実質赤字比率

一般会計、特別会計の実質収支額、公営企業会計の資金剰余（不足）額の合計が赤字となった場合、標準財政規模に対する赤字額の割合。

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する割合の3か年平均値。
（家計に例えて言えば、年収に占める年間の借金返済額の割合。）

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合。（家計に例えて言えば、負債残高が年収の何年分に相当するかを示した割合。）

資金不足比率

公営企業会計に係る資金不足の事業規模（事業収入）に対する割合。

早期健全化基準

健全化判断比率の1つでも早期健全化基準を上回ると、財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求が義務づけられ、実施状況を毎年度議会に報告して公表し、早期健全化が著しく困難と認められるときは県知事から必要な勧告が行われます。（平成20年度決算から適用）

経営健全化基準

早期健全化基準に相当するもので、各公営企業会計の資金不足比率が1つでもこれを上回れば経営健全化計画の策定が義務づけられます。（平成20年度決算から適用）

財政再生基準

財政再生基準を上回ると、財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査要求の義務づけ、実施状況の報告・公表に加え、財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を求めることができます（ 2 ）。また、財政運営が計画に適合しないと認められる場合等において、予算の変更等が勧告されます。（平成20年度決算から適用）

2 同意がなければ、災害復旧事業債等を除き、地方債の起債が制限されます。一方、同意があれば収支不足額を振り替えるための地方債（再生振替特例債）の起債が可能となります。